

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学年運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、教職員が連携を図り、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組む。また、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、切に対応する。
- ③ 本基本方針については、生徒や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

① 定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

② いじめの理解

ア いじめは、どの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こりうる。

イ いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

ウ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

エ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

③ いじめの解消についての判断

ア 生徒同士の謝罪をもって安易に解消とはしない。

イ いじめが「解消している」状態については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされる場合とする。

ウ 判断する時点については「いじめに係る行為が止んでいる」状態が相当の期間継続していることが必要である。(相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする)

(2) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止～いじめを「しない」「させない」「見逃さない」

ア いじめについての共通理解 → 集会、道徳、学級活動

イ いじめに向かわない態度・能力の育成 → 人権教育(道徳・学級活動)、学校行事や体験活動、読書活動

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意 → 職員研修

エ 自己有用感や自己肯定感を育む → 学級活動(居場所づくり、絆づくり、振り返り)

オ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む → 生徒会の取り組みの充実

② いじめ早期発見のための取り組み

ア 日常的な観察(学級内、部活動、小学校からの人間関係を把握する。)

イ 教育相談の充実(年2回)

ウ 相談窓口の周知(保健室、相談室、担任、話しやすい先生、電話相談窓口紹介)

エ いじめアンケートの実施(年3回)

オ 年間の主な取り組み予定

5月	教育相談
6月	第1回いじめアンケート イエローリボン活動(生徒会)
7月	三者面談
11月	第2回いじめアンケート
1月	体罰・セクハラ調査、教育相談
2月	第3回いじめアンケート

(3) 組織

ア いじめ防止対策委員会構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任
※必要に応じて構成員を変更する場合がある

イ 生徒指導部会及び生活部会との連携

生徒指導部会(月に1回)、生活部会(毎週水曜1時間目)、主任会(毎週金曜1時間目)を実施し、いじめに関する情報共有及び対応について検討。

(4) いじめに対する措置

ア 発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の理解・協力、必要に応じて関係機関及び専門機関等との連携を図り対応する。

3 重大事態への対処

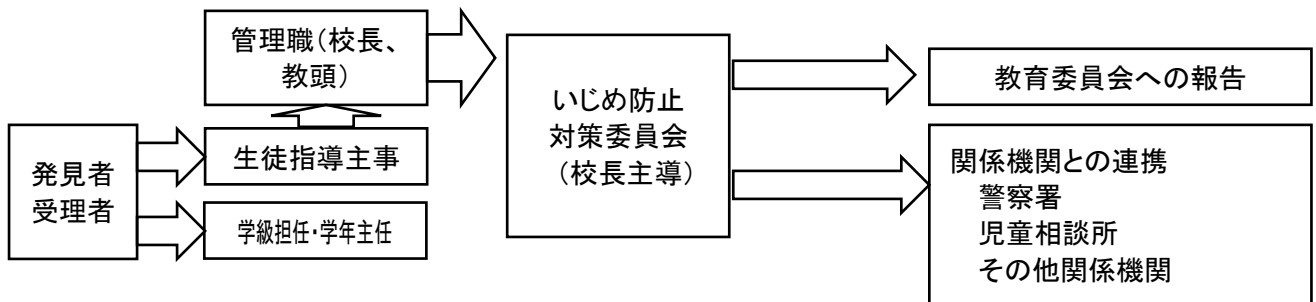
(1) 重大事態の内容

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき。
- ②いじめにより「30日以上学校を欠席」することを余儀なくされている疑いがあったとき。
- ③生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し出があったとき。

(2) 対処手順

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ③調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、適切な支援を行う。
- ⑤調査結果及び対応等について教育委員会に報告する。

(3) 重大事態発生時の連絡体制



4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1)いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2)いじめの再発を防止するための取組に関すること。